

平成 29 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 6 日」	
*	開会年月日時 平成29年9月5日 午前10時00分
*	閉会年月日時 平成29年9月5日 午後 2時53分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さんおはようございます。小海町議会第3回定例会の議案質疑に当たり一言ご挨拶申し上げます。まず最初に、的埜美香子副議長のお父様が先日お亡くなりになりましたことに関して、議会を代表しまして心よりご冥福をお祈りいたします。それでは今日は議案質疑でありまして定例会初日に申し上げましたとおり、今までの各款各項ごとに進行してきました質疑を1ページごとに進行したらどうかとの意見がありました。今回はそれを試験的に試してみようかと思いますが、あくまでも試験的でありますので後日皆さんの意見を頂き、従来どおりとするなり更に検討を加えるなり、分りやすい進行を目指してまいりたいと考えていますのでよろしくお願いをいたすところであります。</p> <p>ただ今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、これから平成29年第3回小海町議会定例会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。</p>
<u>議事日程の報告</u>	
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長、所長、専門幹であります。</p> <p>なお、暑いようでしたら、上着を脱いでいただいで結構でございます。</p>

議案の上程

議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案の質疑・付託までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。
-----	------------------------------------------------------------------

日程第 1 議案第 3 2 号

議 長	日程第 1、議案第 3 2 号 「賃料請求事件に係る訴えの提起について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
-----	----------------------------------------------------------------------------------

12 番議員	フィンランドヴィリッジの訴状に関する件でございますが、フィンランドヴィリッジが倒産して 4 年半ぐらい経つ訳ですが、かなり長い経過を経ている訳ですが、現時点で訴状、訴えを起こすということ、それから今までの経過が何故 4 年半経ってこういう状況になったのか説明をお願いします。私、議案説明の時欠席していたものですので、もし説明があったら大変申し訳ないのですが、改めてお願いします。
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

副 町 長	何で 4 年半も経った今になって訴状の提起というお話でございます。22 年、23 年、24 年度の賃料が滞納であったということで、23 年度からフィンランドヴィリッジの代表と協議をいたしまして、賃料の納入について督促もしてきましたし、フィンランドヴィリッジ側につきましても新しいスポンサーを探したいという意向の中で、そういったことに対して懸命の努力をしてきたということでございます。しかしながら結局スポンサーも見つからず会社が解散をするよという決定を 25 年の 4 月に行ないました。町といたしましても 25 年の 3 月の定例会におきまして、フィンランドヴィリッジの町で建物の解体の予算を計上をさせていただいてお認めをいただいたところでございます。25 年 4 月 3 日の解散の決定をした後に新たな建物の購入をしたいという方が現れまして、その方と交渉いたしました。当初松原湖高原に別荘をお持ちの方が取得したいという意向でありましたが、4 月から 7 月くらいまで協議をしてきましたが、資金的に無理だということでその方は断念をされました。その後現在の取得をしております日本サウナスパ協会の米田さんが取得をしたいということで協議に入りまして、その方が取得をするようになったということでございまして、土地の賃貸借契約につきましても町を介在しないで所有者と米田さんで行なうということで、その時点で町の介在する余地はなくなったということでございます。登記が終わったのが 26 年の 1 月と
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ということで建物の解体は回避をされたということでございます。残されたのは未収の賃料 3,000 千円ということで 26・27・28 年と 3 年間交渉してまいりました。北村という弁護士さんが清算人ということで登記をされたということでございますので、北村さんと町とで交渉してまいりました。特別清算をしたいということで、破産するとか特別清算とか方法はいろいろあるということでありますが、特別清算につきましては裁判所の費用も多くかからなくて簡略にできるということで、特別清算の道を選びたいということで相手方の弁護士さんがおっしゃったのでそれに同意してまいりました。実際その方が進めてきたということでございますが、なかなかその具体的な理由というのとははっきり分らないのですが、進んでこなかったということでございます。訴状にもありますが 27 年 7 月 22 日に私が東京に出向きまして北村弁護士と面談をした訳ですが、その時には「もう訴訟の申立書は出来ているよ」というお話がありました。ドラフトも見せていただきました。しかしながらその後もひとつも進まなかったということでございます。その都度メール、電話でやり取りしてまいりましたが「もう少し待ってくれ、もう少し待ってくれ」というお話の中で本年までできてしまったというのが実情でございます。</p> <p>「石の上にも 3 年」ということわざもありますが、相手も弁護士さんということで地位もある方ですのでしっかりやってくれるだろうということで町としても信用をしておりました。しかしながら 3 年経ってしまったということでございますので高橋弁護士に相談いたしまして、これだけの期間待ったんだから音沙汰もないのであれば訴状の提起をした方がいいのではないかとということで、今回の議案の上程に至ったということでございますのでよろしく願いいたします。</p>
12 番議員	<p>ただ今の説明の中でいろんな事情があったろうということは察しがつく訳でございます。しかしこういう状況になってから 4 年半経ってこういう状況になる、こうしたことで 3,000 千円という大変大きなお金に対してやはり積極的に回収していく、そういった意識がやはり薄いのではないかと感じられる訳でございます。それから過ぎたことで大変申し訳ないのですが、その訴状の 3 ページを見ますと 3 ページの土地の賃貸料契約締結、2 の (1) にですね年額を 2,589,600 円とするということが書かれている訳でございます。そしてその (2) においては平成 7 年 4 月 1 日原告と被告の合意により賃料を 1,000 千円にするとういうことが書かれております。この問題につきましては私が平成 24 年の 6 月に一般質問を行いまして、2 年間平成 22 年度、23 年度の 1,000 千円が溜っているからこれを何とかしなくちゃいけないんじゃないかということで私が一</p>

	<p>般質問をおこなった経過があります。その時に関係の契約書とかいろいろなものを全て出すようお願いをした訳でございます。そうしたら年間賃料 2,589,600 円の契約書は出てきたけれど、1,000 千円の契約書はどこにもない訳でございます。誰が 1,000 千円にこれを減額していいというのを判断したのかそういった経過も分らない、しかしこの 3 ページの 2 の (2) のところには原告と被告の合意によりということが書かれている訳でございます。2,589,600 円で町は地主から借りている訳でございますね。これをフィンランドヴィリッジに貸している訳で 2 の (1) のところに実態としては転貸借であると書いてある訳であります。転貸借であれば当然同額、あるいは仲介に入ったのは 5%とか 10%とか手数料として頂いてやるのだったら話はわかるけれど、そうじゃなくて町が 1,000 千円しかもらっていないのを 1,589,600 円上乗せして支払っている訳です。これで見ますと平成 7 年からとありますから少なくとも平成 24 年までということになりますと 18 年間 1,589,600 円、更に 3,000 千円が回収できていないそしてこの契約を解除したのが平成 25 年の中間である、例えば半年としてこれを積算すると 32,000 千円以上の額を町が出している訳です。これは全く補助金も何もない町の町民が払った血税の中からこれだけのものが流れている、非常に町民にとっては理解のできない問題であろうかと思えます。24 年の 6 月に私が一般質問でこの問題を指摘してそういったことが発覚していながら、やはりこれがその後の回収も遅れた、あるいは平成 7 年から勝手に契約書もないのに 1,000 千円に減額した、こういった総合的なことを考えますと町の職員として公金に対する意識とか債権に対する回収の意識こういったものが薄いのではないかと思われま。これが町民に 32,000 千円以上のものを負担を強いたことになる訳でございます。こういったことに対してどのように捉えているかお聞きしたいと思います。</p>
副町長	<p>もっと早くに対応すべきであったということでございます。今思えばそのように思えます。先ほども申し上げましたけれども相手も弁護士さんであるということですのでそれなりの地位のある方ですので、信用してこれまで延び延びになってしまったということで、おっしゃるとおりもっと早く町として弁護士さんをお願いをすればよかったと考えているところでございます。また平成 7 年から賃料を 1,000 千円にしたということにつきましても弥洲年議員さんのおっしゃるとおりだと思います。この時には口頭で平成 6 年の 11 月、それから平成 7 年の 3 月と相手方フィンランドヴィリッジ方と話をして 1,000 千円に減額をしたということでございます。その理由としては小海町もフィンランドヴィリッジを会員並に使</p>

	<p>えるようにするという約束の中でしたということでございます。またそれに伴ってそういった約束ですぐに当然のことながら契約書というものも取り交すべきであったろうし、それについて土地所有者との減額の話の当然しなければいけなかったのではないかと思います。それとともに町とすれば音楽堂とか水辺公園というものもその敷地に造ったということでもありますので、その辺をしっかりと分けて契約をすればよかったと思います。確かにこういった行政がやることとしてしっかりとした書類を作らなかった、経過もはっきり分らないということはあってはならないことだと思います。これを教訓といたしましてこれからはしっかりとやっていければと思っております。</p>
<p>12 番議員</p>	<p>議案質疑ですのでコメントは差し控えたいと思いますが、この 32,000 千円を町民から役場職員に対して訴訟を起こされても不思議ではないような問題なんですよ。やはり大変大きな問題があったんではないかと思う訳でございます。私が 24 年の 6 月に一般質問をおこなった中であまりにも地主に払っている地代が高すぎるんじゃないかということも言っていました。町の他の所に比べてもかけ離れた額の地代を払っている訳です。これを何とかしろということも言っていました。その後町ではフィンランドヴィリッジの手が離れた後音楽堂の部分については減額の交渉をしたようでありますけれど、こういった経過がありました。そしてこの問題について私は一般質問だけでなくその後の全員協議会とかいろんなところでもいろんなことを申し上げてきました。その中で固定資産税、要するに地主の土地の固定資産税であります。あそこは農地ですから農地の課税しかしていない、あれだけのものを建てて町が高額な賃料を払っているのにもかかわらず宅地の課税がされていない、このことを強く言いました。その時に町側としては返答のしようもなかった訳です。当然その時から地主の固定資産税は見直しがされていると思います。この件についてあそこのフィンランドヴィリッジ、そして音楽堂の土地の固定資産税は農地の課税なのか、宅地の課税なのか答えていただきたいと思います。もしそれが農地の課税のままであるならば如何なる理由でそういうふうになっているのか、またこのことについては町の監査委員さんにも確認をしていただきたいと思います。お答えをお願いいたします。</p>
<p>副町長</p>	<p>地代の関係でございます。フィンランドヴィリッジと契約を交わした当時は坪 1,200 円という契約を交わしておりました。この個人の方がフィンランドヴィリッジを購入するにあたりまして町としましても音楽堂、水辺公園、駐車場用地として借りているところにつきましては見直しを</p>

	行いました。平成 25 年 4 月 1 日付けで坪 600 円という契約をさせていただいているのが現状でございます。その固定資産税につきましては非課税という扱いで現在しております。法律的根拠というのは地方税法第 348 条第 2 項第 1 号の規定によりということで非課税としているのが現状でございます。
12 番議員	3 回過ぎていますが特別に発言をお願いしたいと思いますが、地方税法の中でそういった非課税の適用ということでありますが、私はその全員協議会の中で申し上げましたが、それで町民の税の公平性が保てるのか、税負担の公平性がそれでいいと言えるのか、しかも町が地主に払っている、明らかにそういった額まで分っている、建物も建っているそういったことで町がやっているからそれでいいのか、ああいったところに物を建てるには本人の協力がなくてはできないのかもしれないかもしれません。お願いしたからタダだという筋ものではないと思います。やはり払うべきものは払って固定資産税はちゃんと払ってくださいということでないと税の公平性は保てないじゃないですか。そのことを言ったにもかかわらず後の報告もなく今聞けば非課税の適用をさせた、全く納得のいかない回答であります。議案質疑ですからそれ以上のことは言いませんけれども、回答できるようでしたらして下さい。
副 町 長	フィンランドヴィリッジにつきましては個人対個人の契約ということでございますので固定資産税も頂いていると、フィンランドヴィリッジの土地の方につきましては農地課税なのか宅地課税なのかちょっと今把握しておりませんのでそれについてはまた後ほどお答え申し上げたいと思います。町が借りている分、音楽堂、建物は音楽堂で町の施設ですので建物については非課税になっているということでございます。駐車場ですとか水辺公園については先ほど申し上げましたように非課税で契約を結んだということでございます。地方税法のこの条文についてもどういった条文なのかはつきり把握しておりませんのでこれについては後ほど申し上げたいと思います。
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 2 議案第 3 3 号</u>	
議 長	日程第 2、議案第 3 3 号 「小海町監査委員条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 3 議案第 3 4 号</u>	
議 長	<p>日程第 3、議案第 3 4 号 「小海町医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
10 番議員	<p>本案は医療費のいわゆる窓口無料化の条例改正であり、県との動向で期日を併せて町でもやっていきたいという説明であります。窓口の無料化といっても県では今でも自己負担分それぞれ対象となる部分に対しては、500 円の自己負担分を取っている訳ですし、小海町は現在もなお改正前の 300 円と無料化の対象の皆さんに対してはやっている訳であります。これが具体的に 8 月 1 日から窓口の無料化ということになった時にどういう手続きでやるのか、特に 300 円というのを維持していくのか、維持をするならばどのようなかたちでやるのかという点、構想ありましたら説明願いたいと思います。</p>
町民課長	<p>受益者負担金ということで県の結構な数のところで 500 円、うちの町はそれ以前の 300 円という数字を現在引き継いで 300 円としていうことにしております。この条例によりまして 18 歳、高校卒業までのお子さんについては窓口無料化ということが図られる訳でございますが、このケースにつきましても町の方では引き続き県の 500 円に併せるのではなく 300 円でおこなってまいりたいと考えているところでございます。具体的なケースになりますと一つのレセプトにつき 300 円という負担金になっていることとございますので、例えば分院での受診につきましては細かく言いますと内科とか小児科とかある訳ですが、一つのレセプト、全体で一つのレセプトという扱いの病院になっております。薬局も院内にあるということでその月の最初の受診時に 300 円を支払うかたちになるかと思っております。その月内に 2 回目 3 回目という受診があった時にはもうその時は一銭も払わなくてもいいという流れ、薬局も院内ということでですので薬も同時に出ますが、そちらでもお金を払う必要はなくなる、とにかく月の初めに 1 回 300 円、分院の場合にはでございます。例えばそれが本院ですとか医療センターになりますと診療科ごとのレセプトに分類されてしまいますので、同じ月内に違う診療科を受診した場合は初めての診療科においてそれぞれ 300 円取られるという仕組み、院外処方と</p>

	<p>ということになっておりますので処方された薬を薬局へ取りに行った時にも 300 円取られてしまう仕組みということになってしまう、と理解しているところでございます。よろしく願いいたします。</p>
10 番議員	<p>現在も対象の皆さんはそのような形でぐーっとやられていると、ですから基本的にはやり方は今までと変わらないという認識でいいでしょうか。</p>
町民課長	<p>現在は償還払いという方式をとっておりますので、1 円も窓口で払わなくてもいいという状況は生じておりません。例えばお子さんが入院されて月に例えば 10 万円ぐらい医療費がかかった場合には、高額医療という制度がありますので限度額分 1 回は病院で支払っていただくと、ただ申請行為をとらずにそういったデータが国保連の方へ自然に行く仕組みになっておりますので、本人は町へ申請することなく支払った医療費から 300 円控除されて口座へ振り込まれるという流れになっております。それが来年の 8 月からは長野県下足並みをそろえた中で、窓口で一銭も払わなくてもいいという段階になりうると、最初の診療にあたってはうちの町ですと 300 円、他の町村ですと 500 円とうケースが出てくるかもしれませんが、1 回受益者負担金を払ってその後は一銭も払わなくてもいいという制度に変わるというものでございます。</p>
10 番議員	<p>質問の仕方をちょっと間違えましたが、医療機関でも小海町町民の対象者であるということであれば、最初に 300 円を払えばいいのかという点だけ伺っておきたいと思えます。</p>
町民課長	<p>この条例の 3 項という中の 2 行目になります。保険医療機関等というところの括弧で「長野県内に所在するものに限る」ということになっております。長野県内の医療機関、歯医者、薬局であればこれから先、県が各機関と協議するなかで取り決めて是非窓口無料化でやるのでその方向でご協力をと、協力しない機関は出てこないと思えますがそういった関係になります。ただ県外の医療機関というかたちも多々あります。そういったときには 1 回はお支払いいただいてこれまでどおり役場の窓口で領収書を添付されて福祉医療の申請をしていただくという手続きは続けていく、続けなければならないというところでございます。</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第 4 議案第 35 号</u></p>	
議 長	<p>日程第 4、議案第 35 号 「小海町観光交流拠点センターの設置及び管理に関する条例について」</p>

	<p>を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
7 番議員	<p>今回提案されました条例をみますと、「第 4 条で観光交流拠点センターの管理は法人、その他の団体であって町長が指定するものにこれを行わせる」というように規定されております。平成 18 年に制定されました条例によりますと指定管理者を公募ということが最初に出ております。ただしその第 2 条の 2 で「町長は公募にすることが適さないと認められるときは、前条の規定による公募によらず指定管理者の候補を選定することができる」と規定されておる訳でございます。当然これだけの施設これだけのものであれば私は公募というかたちにすべきだと思いますが、公募にすることが適さないと町側は考えておるので町長が選定するとうことでこの条例を挙げてきていると思いますが、適さない理由とは何かお尋ねいたします。</p>
副 町 長	<p>この拠点センターにつきましては公募をするというのが原則でありましてそういった方向で今考えているところでございます。この適さないというのはキャリフル関連事業につきましては開発公社が指定管理者になっているといことでございます。キャリフル関連事業につきましては公社と一体のものであるということで、これについては公募しないということで前回でしたかその前の議会でしたか適さないものということも一つ文言に入れたということございまして、今回の拠点センターにつきましては公募をしてまいりたいと考えております。</p>
7 番議員	<p>ただこの条例の書き方でいくと今はそういうかたちでやっておりますけれど、当然公募というものを表に書いてないからそうすると平成 18 年度の条例を優先していくならやはりこの条例の中にもその旨を記しておいた方が後々いっても設置条例を出した時には確かにそういう考え方というようなこともあると思いますが、公募によりというようなかたち、あるいは小海町の指定手続きに関する条例の第 2 条、あるいは 2 条の 2 という文言を入れておくべきではないかと私は思いますが、先ほども松原の問題でもそうですが結局ズルズル明文されていないまま引きずられてくるから先ほど 12 番議員が言ったような問題も出てくるのではないかなと思うんですが、これはそうすると今の段階では公募というかたちを考えているようですが、将来全く公募ではなく時の長が独断でやるという可能性もこの中には含まれているように私は解釈している訳ですがいかがでしょうか。</p>
副 町 長	<p>指定管理者につきましては議会の議決が必要となります。ですので議会にかけるということでございます。当然、公募しましたよ、あるいは公募</p>

	<p>に適さない、ということでこういったことで指定管理者を定めましたよ、という話をさせていただくということでございますので、必ず議会にはかけなければならないということでもありますので、その辺については議会の皆さんにしっかり判断していただくことになりまして、町長が独断で行うということにはなり得ないと考えておりますのでよろしくお願いいたしますします。</p>
7 番議員	<p>かたち上は確か指定管理者は議会の議決を得て決めるというようになっていますが、この観光交流拠点センターは 3 月の定例会で我々の説明を受けたものとまた後で出てきたときの説明と違っている訳であります。プロポーザルでやり、今の設計者エーシーエに決めたというところでもあります、あの時もそうでしたが、我々が説明を受けたときには、あそこはとよもつけずに高冷地であるから落ち葉とかが詰らないようにというかたちであったが、その後出された図面は我々が議決するときに出された資料と違っている、この前の議会でも私指摘しましたがそういったことが往々にしてあるのです。ただし、すでにもうその時にはこの交流センターの設計あるいはというかたちで進め始めてきている中でありまして、私は声を大にせず反対もしませんでした、そういうふうの流れていくときに、はっきりした文言で入れとかなないと私は後々いったときに必ずトラブルのもとになるのではないかと、今の町長はじめ職員の皆さん全く私は信用しておりますのでそんなことは絶対ないと思いますが、しかし先ほど、くどいようですが 12 番議員が質問したことも、出足と何年か経過したときには契約書もなければなにもない、というかたちで動いていく経過もありますので、私はすっかりしといたほうがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p>
町 長	<p>この条例につきましては当然法規審査委員会の中で十分議論をしてそして本定例会にお願いをしたものでございます。当然観光交流センターにつきましては指定管理ということにつきましては、以前から一貫して公募し相手方を決定しそしてそれを議会でお認めいただく方法で実施していくということで、そこに一つの壁がありますので町長が独断でこういうことを A 社にする、あるいは B 社にするといったことはありえないということからこういった条例でお願いしたところでもあります。これはかたちとして必ずチェックする機能がこれによって働くと思っておりますので、また委員会の中でご議論を頂戴できればと思っておりますのでよろしくお願いいたしますします。</p>
7 番議員	<p>3 回をオーバーしてしまうので申し訳ございません。今提案されている条例というのは昭和 55 年の 6 月に制定されました「からまつ林業センター</p>

	<p>設置及び管理に関する条例」と文言的に何ら変わりがないんですよ。このとき私は55年からまつ林業センターに指定管理者という文言を入れた当時の方々、大変素晴らしく勉強をしてこういったかたちにしたんだと敬意を表するところではありますが、指定管理者というものが制度化したのはご存じのとおり平成15年からなんですよね。それから指定管理者というものの制度がかなりうるさくなってきた訳でございます。その辺の経過「平成15年に指定管理者の条例を設置しなさい。それから委託ではなくて今後は公の施設は指定管理でやっていきなさい。ただし3年間の猶予をおきますよ」というのが国の方針で我が町もそれから3年経った平成18年にこの条例を制定した訳です。その出された条例の中には指定管理者を選定するについては2条、2条の2、あるいは5条では指定管理者の候補者を選定の特例を設けるように法律、地方自治法の改正によってきている訳です。ですからただ単に昭和55年に制定されたからまつ林業センターのものだけではなくて、やはり時代が流れている中でその辺のところをよく勘案したかたち、時代に合った条例というものを制定すべきではないかと私は思います。条例というのは小海町では言えば法律でもあります。その辺のところは明確に規定しておくことが将来に禍根を残さないものになるのではないかと私は考えるものでありますがいかがでしょうか。</p>
副町長	<p>からまつ林業センターの条例につきましてはおっしゃるとおり昭和55年に制定されたものでございますが、やはりおっしゃいますように指定管理者の制度ができてから条例改正をしていると、平成18年の6月に条例改正をしてこの指定管理者の関係だと思っておりますが、入れるとともにまた条文等の見直しも一緒にしたということですので、昭和55年がそのまま生きているのではなくて見直しをして今の条例になったと、これを踏襲して拠点センターの条例も作成をしたということでございますのでご理解をお願いしたいと思います。</p>
7番議員	<p>これで最後にします。18年に合わせて改正にするにしても今まで町が指定してきているのは公社、公社がまた一部業者に委託をしているというかたち、それからキャリフルこうみ事業に係る諸々の施設についてもそうですが、私ははっきりと公募というものを入れておくことにそんなに文言的にも問題はないと思っておりますので、3回も終わっておりますので以後につきましてはまた付託されました委員会で十分審議していただきまして、私は後々に憂いを残さないような条例にさせていただきたいと思っております。以上であります。</p>
10番議員	<p>関連で今議論を聞いてまして、ポイントはやはり今林業センターの条例</p>

	の方で入っている部分を今度は何で削除したのかというその明解な理由の説明が必要のように聞いていたんですが、その辺はどうでしょうか。
副町長	そういったことが林業センターの設置条例に入っていたのを削除したとおっしゃってますが、それはないと思いますのでよろしく願いいたします。
2番議員	今7番議員さんおっしゃったように町長が指定管理者を指名するときにやはり町民に等しくその選択が選択の基準に叶うんだという選択基準を明示する必要があると思います。その時にそもそも林業センターの改築というのが建物の老朽化という自然的な条件とともにそこに新たな観光交流拠点センターという名称を付けて新たな役割が付与されているというように理解できます。それは移住定住を促進するというような新たな南の観光窓口であるというように説明を受けている訳ですが、そうしますとそこで単なる収益的な事業だけではなくてかなり公益的な事業が入ってくる訳でございます。そういう公益性を持った事業に対していわゆる一般企業サイドの収益性を加味した事業者を選定するのか、あるいは公益性を加味した事業者を選定するのかその基準をはっきり示すことが大事ではないのかと思っております。そのために何が必要かということと今までの林業センターでなにがいけなかったのか、あるいはどこが良かったのか、そのプラスマイナスを精査して新たな観光拠点はそのマイナス面を是正しプラス面を抑制するような事業計画があらかじめ想定されていなければならない。その事業計画にどのようなサービスとかどのような内容が新たな拠点で付与されるのかということが分らないまま何故指定管理が選定できるのか。私は前回の議会でPDCAのサイクルが必要である、プランして実行してチェックしてその成果をもう一度アクト新たな活動に生かしていく、それが全然踏襲されていないのではないかと。それは7番議員さんがおっしゃったように古い指定管理者制度をそのまま準用していると、時代に合っていないのではないかと指摘とも不承するものでございます。したがって改めて林業センターの事業計画、事業コンセプト、収支見通し、それが及ぼす地域社会へのプラスマイナス、そういったものを計画として明示していただきたい。それがあってこそ本来は建築なんですけれども予算ありの話で3月議会で決まり6月で予算を承認しました。後付けではありますが是非これをしていただきたい。それから細かな点で言いますと第7条では「指定管理者が利用者が瑕疵があったときには損害賠償を求める」と書いてありますが、町は指定管理者に何かがあったときに瑕疵を求めるという条項は全然入っていないんです。指定管理者が利用者が何か問題を起こしたら損害賠償をしてい

	<p>ただきますよ、という案件はあるけど、指定管理者の責に資する問題があったときに町はできるのかできないのか、当然するんだろうと思います。そういう中身についてまだこの条例案は問題を抱えているのではないかと思います。改めて申し上げますが、事業計画をしっかりと出して頂きたい、とそのことに対してどのようにお考えか、これはどなたにお聞きすればいいのか分かりませんが質問させていただきます。</p>
町長	<p>当然これにつきましては町の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づきまして、公告をし、そして募集をかける、公募を募るということでございますので、その中で管理、基準、及び業務の範囲、そういった今渡辺議員がおっしゃったことについてしっかり明示をし、そして公募をしていくということでございます。今 PDCA というようなお話もございました。計画を立てながら実施し、そして評価をしながら改善をすべきものは改善をしていく、これについては全く同じ考え方でございます。いずれにいたしましても今言われたことをきちんと明示をし、そして手続きをとっていくということでございますので、指定管理の公募、今施設が建屋をしているところでございますけれども、完成前からそういったことには十分検討を加えて来年の4月のオープンにしっかり対応してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
2番議員	<p>改めて確認いたしますけれども、本来こういう事業をやるからということでそれに適した施設設計がなされるのが手順でございますので、始めに施設ありきの計画はこれから止めていただきたい、それが一点目です。次に計画を明示すると申されましたが、その計画はいつだれがどのようなかたちで検討し、いつ明示されるのかその中身をしっかりと答えいただきたい。以上です。</p>
町長	<p>当然建設するときから提案型ということでプロポーザルで設計をお願いした経過がございます。そして西の玄関口としてまた観光あるいはいろいろな面でこれがベストだというものを選定したと思っております。今後それを今度は指定管理者を公募するに当たりましては、今いったものを12月の議会にはお示しをし、公募の準備をし、そして3月までには当然指定管理者が決定するという手順になりますので、遅くとも12月の議会にはお示しさせていただきたいとこのように考えております。以上です。</p>
2番議員	<p>分りました。12月議会に林業センターの事業計画及び収支、運営の方法、それから地域社会への貢献に関わるシナリオそういったものが明示されると理解しております。少し遡りますがプロポーザルが幾件かあったと言いますが、その時に併せて何件かあったプロポーザル案をご提示</p>

	<p>願いたい。何故 A 案がよくて B 案が悪かったのか、C 案が駄目だったのか、そのことを林業センターの新たな林業センターを生み出すための判断基準としてどのように作用したのかを確認させていただきたい、以上で渡辺の質問を終わりにします。</p>
町 長	<p>もちろん7社だったと思いますが、県の法人の方にもお願いをし、その選定には加わっていただきました。当然公募するときには今渡辺議員さんがおっしゃったことについて町側からこういった運営をしていただきたい、こういった事業をしていただきたい、とこういったことを当然お伝えいたします。それに対して公募される法人あるいは数社あるかと思いますが、個人も含めてその皆さんに私はこういったかたちでこの施設を管理を受けた場合にはやっていますよ、とそういったものを含めて総合的に判断をしていくということでございますので、その点については是非ともご理解をいただきたいと思います。</p>
2 番議員	<p>これでやめますけれども、理解いたしますのでその時の資料をしっかりと開披していただきたいということでございます。</p>
8 番議員	<p>前回の全員協議会的时候から公募という言葉は再三出てきていますが、どうしてこの拠点センターの設置条例に公募という言葉が一文字も入っていないのか、入ってなくても公募で決めるんだというルールというか、決めごとですね。それを説明していただきたい。</p>
副 町 長	<p>指定管理者に出す施設というのはたまたま町は今この拠点センターですとかキャリアフル関係ですとか少ない訳ですが、一つ一つではなくて公の施設の設置に関する条例という方で、指定管理者に関することが事細かくどういった事業計画を出しなさいですとか、定款を出しなさいですとかそういったことが決まっております。一つ一つの条例でなくて公の施設に関する条例の方でそちらの方で謳っているということでこちらには公募という文言がないということでご理解いただければと思います。</p>
9 番議員	<p>私は名称に関して伺いたいのですが、以前からまつ林業センターからリニューアルするということで、この観光交流拠点センターというのは仮名だと伺ったような気がするんですがこの名前のままでいくのか、小海町松原湖観光交流センターなんかもあって少し紛らわしいのではないかと思います、愛称の募集をしていくのかどうかその点を伺いたと思います。</p>
産業建設課 長	<p>名称につきましては小海町観光交流拠点センターということでいきたいです。それから愛称につきましては公募するか、現在「レストハウスふるさと」という名前が浸透していますのでそちらも含めて一つの選択しとしてニックネーム的に通称名で考えていきたいと考えております。</p>

議 長	<p>これで質疑を終わります。 ここで 11 時 15 分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 10 時 57 分)</p>
議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。 議案第 3 2 号の賃料請求に関して地方税法の関係で、副町長より発言を求められておりますのでこれを許します。</p>
副 町 長	<p>先ほどの地方税法の関係でございます。まず町が現在借りている土地につきましては、第 348 条第 2 項第 1 号の規定と申し上げました。第 348 条は固定資産税の非課税の範囲ということでございます。「固定資産税は市町村が公用または公共の用に供する固定資産税については固定資産税を課することが出来ない」とあります。「ただし有料で借り受けた場合につきましては課することができる」ということで固定資産税を課税してもいいし課税しなくてもいいよ、ということでございまして、この時の契約の条件として固定資産税を課さないということで現在はやっているという状況でございます。またフィンランドヴィリッジの土地の関係につきましては、今サウナスパ協会の米田さん個人の方が 2 筆借りておまして大きい建物、音楽堂のすぐ下の土地につきましては宅地並み課税、もう 1 筆につきましては雑種地並みの課税と現在なっているところでございます。</p>
<p><u>日程第 5 議案第 3 6 号</u></p>	
議 長	<p>日程第 5、議案第 3 6 号 「平成 2 9 年度小海町一般会計補正予算 (第 2 号) について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>6 ページ</p> <p style="padding-left: 2em;">1 款 町税 1 項 町民税</p> <p style="padding-left: 2em;">1 2 款 分担金及び負担金 1 項 分担金</p> <p style="padding-left: 2em;">1 2 款 分担金及び負担金 2 項 負担金</p> <p style="padding-left: 2em;">1 4 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金</p> <p>7 ページ</p> <p style="padding-left: 2em;">1 4 款 国庫支出金の続き</p> <p style="padding-left: 2em;">1 6 款 財産収入 1 項 財産運用収入</p>

	<p>19款 繰越金 1項 繰越金 20款 諸収入 4項 雑入</p> <p>【歳出】</p> <p>9 ページ</p> <p>1 款 議会費 2 款 総務費 1 項 総務管理費</p> <p>10 ページ</p> <p>2 款 総務費の続き 3 款 民生費 1 項 社会福祉費</p> <p>11 ページ</p> <p>3 款 民生費 2 項 児童福祉費 5 款 農林水産費 1 項 農業費</p> <p>12 ページ</p> <p>5 款 農林水産費の続き 6 款 商工費</p>
12 番議員	<p>12 ページの観光費でございますが、信州デスティネーションキャンペーンの関係がここに載っておりますが、白駒の池への車の乗り入れと言いますか行っても駐車場がないということで何とかシャトルバスの運行をするようお願いしてきた経過がございます。たまたま JR のデスティネーションキャンペーンがあつて小海駅からリエックスを經由して白駒の池までのシャトルバスの運行をしている訳ですが、この現状、まだ秋の紅葉のシーズンは迎えていない訳ですが、夏場のお盆の周辺とかあるいは土日こういった中でバスを運行している中で、小海駅からの乗車、あるいはリエックスからの乗車、この辺の実態はどのようになっているか教えていただきたいと思ひます。</p>
産業建設課長	<p>7 月から 8 月末日ということで小海駅からのシャトルバス利用者は延べ、概略は 168 人、それからリエックスからのシャトルバス利用者は延べ 1,600 人を超えております。現状は以上ですが、あと残り 2 ヶ月紅葉シーズンまでである訳ですが、紅葉シーズンの方が例年混むということでそこら辺の対応もしっかりと対応できるように準備してまいりたいと考えております。</p>
12 番議員	<p>実際にこのデスティネーションキャンペーンによって JR を利用して白駒の池まで行くというお客さんは今 168 人ということで、これはそんなに期待もできない数であったのではないかと思ひます。しかしやはり土日中心に白駒の池へ行っても車が停められないということでリエックスに</p>

	<p>臨時駐車場を設けてそこからの送迎をするというこういったことを実施したことについてはそれなりの効果があったんだというように解釈していいのか、あるいはこういった事業が今後もデスティネーションキャンペーンを除いてもやはり白駒の池周辺の渋滞を考えるとこういった事業が今後も必要だと判断できる、まだシーズン通してないんですが、現時点でどのような判断をされているかお聞きしたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>現在期間中のほぼ半分ということで来年からどうするかというご質問ですが、これから秋の観光シーズンに向けまして入込状況、多分倍ぐらいにはなるのではないかと予想しておりますが、そこら辺の状況、状態を的確に把握しながら来年度に向けて交通手段等考えてまいりたいと思っております。</p>
12番議員	<p>この問題については私がずっと訴えているのは、やはり小海町だけでなく茅野市、それから佐久穂町あるいは県、あるいは国道を管理する国道事務所とかそういったところと連携をして協議会を作ってやっていてもらいたいということをお願いした訳でございます。渋滞を解消するという視点、もう一点はやはりあそこのところ苔生した麦草峠あたりの自然環境の保護という面からもそういった取り組みをしていただきたいということをお願いした経過があります。今後について来年度以降についてこの協議会を発展させて小海町が主体性をもってこの問題に取り組んでいく考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>現在につきましても県の観光部、それから佐久穂町、小海町、それから北部森林組合と情報共有しながら取り組んでいるということでございます。今後小海町が主体性をもってということでございますが、それぞれの関係部署との連絡を密に取りながらしっかりした対応をしてみたいと考えております。</p>
議長	<p>13 ページ 7 款 土木費</p>
8番議員	<p>13 節の支障木の伐採委託料、場所が分りましたらお聞かせ願いたいのですが。</p>
産業建設課長	<p>伐採の場所ですが当初お願いした当初予算でいきますと松原高原線、それから稲子地区、本間地区で実施しまして現在 98%が終了しているということでございます。今後秋の地区要望ということでいろいろ要望が出てくることを想定いたしまして、予算をお願いしているということでございます。当初予算が 98%消化されているということで、地区要望に応えるためにお願いする予算でございます。具体的に何処という箇所はございません。よろしくお願いたします。</p>

8 番議員	私馬流に住んでいまして、馬流清水町の方の中州にアカシアの木がだいぶ大きくなってきて、あの人たちは台風で災害で何度も痛い目にあっているもので、あの木は何とか伐採してきれいにしてもらえないかという話があるのですが、そこら辺はそういう声が届いていますでしょうか。
産業建設課長	場所的には馬流のどこでしょうか。千曲川の河川敷でしょうか。具体的には要望等私どもに出しておりませんが、千曲川につきましては県の管理でございますので、地元要望として県の方をお願いをしてみたいと考えております。
8 番議員	ひとつよろしく申し上げます。以上です。
議長	14 ページ 9 款 教育費
11 番議員	義務教育費の中の 20 節の扶助費についてお伺いいたします。この準要保護、それから特別支援就学時児童扶助、これがパーセンテージ的に大幅に増えている、これはどういうことですか。
教育長	14 ページ扶助費、準要保護費並びに特別支援就学児童扶助の増でございますが、準要保護につきましては経済的に困窮家庭と言いますか所得で言えば非課税家庭にあたる保護者に支援をする制度でございます。4 月の転入によりまして 1 家族 4 人と大勢の子どもが転入してきましたが、その家族が準要保護に該当したということで給付が必要というものが 1 点、それと特別支援就学児童扶助につきましては、この 4 月より新たに特別支援学級「おおぞら」が開設してございます。それに伴いまして、そこに 3 名の方が入級したということによりまして、プラス 3 名がこの対象となり、大幅な増につながったということでございます。
11 番議員	今まで大体いつも見ている訳ですが、そこに急激に増えたという解釈でよろしいですか。
教育長	そのとおりでございます。例年でございますと大体 10 名そこそこでございますが、今回急に増えました。特別支援については昨年度 1 名でございましたのでそういったことから増になったということでございます。
2 番議員	今の扶助費の上の教員住宅家賃補助のところ 600 千円ほど減額になっておりまして、この数字は先生方が使わなくなったのか定かではございませんが、私は先の一般質問で町の教員という仕事をしている方々が町外に居住されておって町民になっていないことをここをつぶさに原因理由を調べて、可能であれば町内に住んでいただきたいということを質疑いたしまして、この件についてはその理由について町の方で調査するというので現在いろいろ調べていただいておりますかと思っております。そのこと

	<p>でこういった家賃補助があるとそのことを教員の皆様にも周知していただいて、その結果町内居住にという影響があったのか全然関係ないのかそのことを町内居住を進めるという観点から補助を出していると思われまますので、その辺の効果について町の取組結果を教えてくださいたいと思います。</p>
教育長	<p>教員住宅家賃補助につきましては教員住宅を改めて建設してございませんので、町営住宅をお借りした中でこれを教員住宅に充て補助しているというものでございます。一人当たりの負担については12千円ということになっておりまして、住宅家賃は大体32千円から35千円ということでございます。ということでその差額について町補助ということになっております。この効果ということでございますが、今年度につきましてはたまたま教員住宅に入る先生が少なかったということが減の原因でございます。また入居効果ということになりますと、やはり学校と地域との地域密着型の「地域とともにある学校」教育が可能だろうと思っておりますので、なるべくこういったかたちで地域に留まっていたいただきたいと思います。お願いしている訳でございます。当然校長、教頭についてはそういったことで住宅の方に入っていたいただいているのが現状でございます。地域の中でのこの効果ということになりますと今言った学校との関係、経済的なことに関しますと地域での買い物、それと税の関係につきましては町県民税が町の方に入ってくるということでございますので、やはりここに住所を置いていただくことにつきましてはメリットがあるということでございます。今後につきましてもこういったかたちでなるべく地域に住んでいただくような取り組みを学校にお願いしていきたいと思っております。</p>
2番議員	<p>大変そういう方向でいっていただければと思っております。それにつきましても今年例えば少なかったということですが、何故少ないのかやはりその理由、原因をしっかりと把握していただきたい。経済的な効能だけではなくて地域が学校を支え、学校が地域を支えるという関係の中で住んでいただくことの効能を先生に是非訴えていただいて、それを満たしてくれる場合には勿論町としても経済的、あるいは社会的に様々応援をいたしますというギブアンドテイクの先生方の居住促進策を是非具体的に示していただいて、経済的だけではなくて地域におられることの教育的な効果も踏まえながら先生方に町内居住を訴えていただきたいと思っております。以上でございます。</p>
10番議員	<p>総務の方で中学校へ行っていた職員が返ってきたという予算であります。その後の対応、これからどうするのかという点も含めてお願いした</p>

	<p>いと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>中学校の分担金の減の要因の一つとしまして、組合費の職員この人件費分が減になったというものがございます。これでございますが用務員をしておりました平林君でございますが、昨年度療養休暇を取った後 4 月に異動し心機一転業務に励んでいた訳ですが、若干外勤的な外回りの仕事が苦手ということ、また体力的なこともありまして、校長先生並びに教頭先生との一緒に外仕事をしていたというのが現状でございました。7 月頃よりこういった作業に手がつかなくなってきた休みがちになりましたので、医師の診断を受けたところ非常に気力的なエネルギーが失われているといことで、できたら長期休暇を取った方がいいだろうというアドバイスをいただきましたので、8 月より長期休暇を取ったということでございます。これまで中学の公務に若干支障が生じておりましたので、早急に新たな人を見つけ代替としてお願いした訳でございます。シルバー人材センターの方でたまたま中学校のボランティアとして庭木手入れ等に入っておりました宿渡の小山茂さん、この方 68 歳でございますがお願いをし、快く受けていただいて後を引き継いでいただいたということでございます。こんなことで若干中学校にはご迷惑をお掛けした訳でございますが、来年の 3 月までという限られた期間ではございますが小山さんをお願いをし、その仕事についてやっていただくことに現在なっております。いずれにしましても平林君については当分の間休んでいただいた中で、また新たに健康回復したところで復帰をお願いしたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>15 ページから 18 ページ 補正予算給与費明細書 その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第 6 議案第 37 号</u></p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第 6、議案第 37 号 「平成 29 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行ないます。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

議 長	<p>【歳入】</p> <p>5 ページ 1 款 国民健康保険税</p> <p>7 款 前期高齢者交付金</p> <p>9 款 繰入金</p> <p>6 ページ 10 款 繰越金</p> <p>【歳出】</p> <p>7 ページ 2 款 保険給付費</p> <p>3 款 後期高齢者支援金等</p> <p>4 款 前期高齢者納付金等</p> <p>8 ページ 前期高齢者納付金等続き</p> <p>6 款 介護納付金</p> <p>10 款 諸支出金</p>
議 長	<p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第 7 議案第 38 号</u></p>	
議 長	<p>日程第 7、議案第 38 号</p> <p>「平成 29 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>4 ページ 8 款 繰入金</p> <p>9 款 繰越金</p> <p>【歳出】</p> <p>5 ページ 3 款 地域支援事業費</p> <p>4 款 基金積立金</p> <p>6 ページから 9 ページ 補正予算給与費明細書</p>
議 長	<p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>

日程第 8 議案第 39 号

議 長	日程第 8、議案第 39 号 「平成 29 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 4 ページ 1 款 後期高齢者医療保険料 4 款 繰越金 5 款 諸収入 【歳出】 5 ページ 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 3 款 諸支出金 4 款 予備費
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 9 認定第 1 号</u>	
議 長	日程第 9、認定第 1 号 「平成 28 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。
議 長	決算説明資料 1 ページから 12 ページ
10 番議員	3 ページの方でお願いしたいのですが、毎年説明資料をお願いしています物件費の件でありますけれども、今年も是非資料の提出をお願いしたいと、内訳表ですね。お願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。
総務課長	物件費の目的別性質別、特に物件費の内訳につきましては資料を作りまして予算決算常任委員会の時に皆さんにお配りしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議 長	<p>【歳入】</p> <p>1 3 ページ 1 款 町税 1 項 町民</p> <p>1 4 ページ 2 項 固定資産税</p> <p>1 5 ページ 3 項 軽自動車税</p> <p>1 6 ページ 4 項 市町村たばこ税</p> <p>5 項 入湯税</p> <p>2 款 地方譲与税 1 項 地方揮発油譲与税</p> <p>1 7 ページ 2 款 地方譲与税 2 項 自動車重量譲与税</p> <p>3 款 利子割交付金</p> <p>4 款 配当割交付金</p> <p>1 8 ページ 5 款 株式等譲渡所得割交付金</p> <p>6 款 地方消費税交付金</p> <p>7 款 ゴルフ場利用税交付金</p> <p>1 9 ページ 8 款 自動車取得税交付金</p> <p>9 款 地方特例交付金</p>
10 番議員	<p>以前に聞いたことがあるかどうか重なるかもしれませんが、特別交付税の話であります。特別交付税が対前年で 15,000 千円減という話で公的病院云々という説明でありましたけれども、聞きたいのは 27 年度に芦平地区での崩壊があったということで町があの時いろいろ投資しましてこれに対して特別交付税での処置が 80% くらいあるのではないかという答弁をいただいたのだけ記憶している訳でありまして、その後どうなったかという話は分りませんので、教えていただければと思いますのでよろしくお願いたします。</p>
総務課長	<p>芦平の災害の分が収入になっていると思うんですが、今資料ありませんので調べまして後日報告したいと思います。確か交付になっていると思います。</p>
議 長	<p>1 0 款 地方交付税</p> <p>2 0 ページ 1 1 款 交通安全対策特別交付金</p> <p>1 2 款 分担金及び負担金のうち総務費負担金</p> <p>2 1 ページ 2 目 民生費負担金</p> <p>3 目 衛生費負担金</p> <p>2 2 ページ 4 目 商工費負担金</p> <p>5 目 教育費負担金</p> <p>6 目 土木費負担金</p> <p>2 3 ページ 1 3 款 使用料及び手数料 1 項使用料</p>
10 番議員	<p>住宅使用料の関係で伺いたいのですが、住宅家賃を確か下げたと、いろ</p>

	<p>いろな町営住宅の建設の関連やそういうことで下げたということであり ますけれど、何処をどういうふうに下げてその影響額がどのくらいか という部分、分るようでしたらお願いしたいと思います。</p>
町民課長	<p>まず、町営住宅の家賃引き下げを行った住宅につきましては、公営住宅 法で家賃の決め方が決まっているところを中心に行ったところで ございます。この表でいきますと大畑団地、馬流、小海団地はやってはい ません。芦谷団地、ヒルサイドコーポ、本間そういったところを 2 割引 にした経過がございます。全体の決算で見ますと前年より 3,400 千円落 ちているというところでそういった家賃を 2 割引し、今決算からは土村 栄町住宅 4 戸というものが新規に家賃として計上してございますので、 決算が前年より 3,400 千円結果的に落ちているということになっており ます。おかげさまで栄町住宅の方も現在では 4 戸完全に入っているとい う状況になってございます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>2 3 ページ 1 目 民生費使用料 2 4 ページ 2 目 生活環境費使用料 3 目 農林水産費使用料 2 5 ページ 4 目 商工費使用料 5 目 土木費使用料 6 目 教育費使用料 2 6 ページ 6 目 教育費使用料の続き 2 項 手数料 2 7 ページ 1 4 款 国庫支出金のうち 1 項 国庫負担金 2 8 ページ 2 項 国庫補助金のうち 1 目 総務費補助金 2 目 民生費補助金 2 9 ページ 3 目 衛生費補助金 4 目 土木費補助金 5 目 教育費補助金 3 0 ページ 6 目 農林水産費補助金 3 項 国庫委託金のうち 1 目 総務費委託金 3 1 ページ 2 目 民生費委託金</p> <p>ここで午後 1 時まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(とくに 11 時 59 分)</p>
議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。 篠原総務課長より発言を求められておりますのでこれを許します。</p>
総務課長	<p>10 番井出議員さんの先ほどのご質問にお答えいたします。芦平地区の土</p>

	<p>砂崩落関係の災害復旧の特別交付税の収入でございますが、申請額 4,899 千円これは全部関係費を含めて申請してございます。27 年度で災害があったのですが、27 年度の特別交付税の申請は間に合いませんでしたので 28 年度申請をして、今回の決算の中に約 30% ですね、1,486 千円が収入になっているということですのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>31 ページ 15 款 県支出金のうち 1 項 県負担金 32 ページ 2 項 県補助金 1 目 総務費補助金 2 目 民生費補助金 33 ページ 3 目 衛生費補助金 4 目 農林水産費補助金 34 ページ 5 目 教育費補助金 35 ページ 3 項 県委託金 1 目 総務費委託金 2 目 民生費委託金 36 ページ 16 款 財産収入 37 ページ 17 款 寄付金 38 ページ 18 款 繰入金 39 ページ 3 項 基金繰入金 19 款 繰越金 40 ページ 20 款 諸収入 1 項 預金利子 2 項 貸付金元利収入 3 項 受託事業収入 41 ページ 4 項 雑入 42 ページ 雑入の続き 43 ページ 21 款 町債 1 目 過疎対策事業債 44 ページ 2 目 臨時財政対策債 3 目 緊急防災減債事業債 45 ページ 4 目 公共事業債 5 目 一般補助施設整備等事業債</p> <p>【歳出】 46 ページ 1 款 議会費 47 ページ 議会費の続き 48 ページ 2 款 総務費のうち 1 項総務管理費 1 目一般管理費 49 ページ 一般管理費続き 50 ページ 一般管理費続き 51 ページ 2 目 財産管理費</p>

	52 ページ 財産管理費続き 53 ページ 3目 広報費
2 番議員	53 ページの広報費のところ防災行政無線受信機取付等という中で、実は町民課長さんにも申し上げたんですが、防災無線の電源が切れた場合のバックアップ電源の補充について、高齢者や防災無線を聞き忘れた方々あるいは取付けが自分でできないような方がいるのではないかとということで、電池の交換等についてバックアップをしっかりとらうかということをお願いしたのですが、この件につきましては履行されたのかどうかご確認いただきたいと思います。
総務課長	今の件につきましては、内部で検討いたしまして次回広報等でお知らせしますが、乾電池が入っておりまして電源が切れた場合も防災無線なので聞こえなくてはいけないということで電池がその時使われるという中で、通常は 100V の電源で動いているのですが、3 年ぐらい経つと乾電池も切れるということで電池交換が必要になるという中で、通常いっぺんに電池交換が済めばいいのですが、やはりバラバラになっているという中では結論的には基本的には個人でやっていただきたいと、そのやり方が分からないとかお年寄りで説明を聞いても分からないという方々には、遠慮なく町の方へ電話をいただければ町の方で職員が行くなり専門家に任せるなりして現場に行きまして電池交換をするということで、今度広報に載せて徹底をしていきたいと考えております。
2 番議員	本人から申請ができる人はいいのですができない人がいたらどうするのという話を申し上げているのです。その件についてはどうなんでしょうか。
総務課長	電池が切れたかどうかという確認なんですが、放送の後「電池が切れてます」という放送が流れるのと、赤いランプがチャカチャカするということの 2 点で確認がとれるということです。普通の放送の後「電池が切れてます電池が切れてます」という放送が流れたり、赤いのが点滅しているということでそういうことが起こった場合は電話をいただければお答えをしていくということで対応していきたいと考えております。
2 番議員	万が一ということを想定したライフラインでございますので、本人の申請とかではなくてしっかりサービスを提供する側が十全な対応を取ると、申告があったからではなくて事前にあるいは周りからしっかり 100% の配慮というものが私は必要ではないかということをお願いしております。
総務課長	検討してまいりたいと思います。

<p>議 長</p>	<p>54 ページ 4目 企画費 55 ページ 企画費続き 56 ページ 町制施行60周年記念事業の実績 57 ページ 5目 地域振興費 58 ページ 地域振興費続き 59 ページ 地域振興費続き 60 ページ 6目 積立金 61 ページ 2項 徴税費 1目 徴税総務費 62 ページ 2目 賦課徴収費 63 ページ 3項 戸籍住民登録費 64 ページ 戸籍住民登録費続き 65 ページ 4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費 66 ページ 2目 参議院議員通常選挙費 67 ページ 3目 北牧財産区議員一般選挙費 68 ページ 5項 統計調査費 69 ページ 6項 監査費 70 ページ 3款 民生費のうち 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 71 ページ 社会福祉総務費続き 72 ページ 2目 老人福祉費</p>
<p>10 番議員</p>	<p>1点伺っておきたいのですが、この間公民館などの耐震工事というのは28年度からぐーっとやってきましていよいよ終わりに近づいてきていると、そういう中でこの他の公共施設といいますか前にも私考えていただきたいということでお願いをしたのは、「なごみ」だとか「宅老所」とかああいった福祉施設の耐震化といいますかそういったこれからの計画とか現在の計画というのかその点伺っておきたいと思います。</p>
<p>町民課長</p>	<p>「なごみ」「よってけや」の件でございますが、ご覧のとおり視察もいただきましたけれども、かなり老朽化が進んでいるという中で、現段階事務方の考えとしますれば来年度から始まります第7期介護保険計画の中で改築等を進めていくのが一番いいのではないかと、移転改築にしる現状の場所もちよっと首をかしげるような場所ですので、できれば他の場所に移転改築、ああいった施設ですのでそんなに大きいお金は掛からないであろうから他の介護予防等も考える中では移転改築が望ましいと現段階考えているところでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>73 ページ 3目 やすらぎ園運営費 74 ページ 4目 心身障害者福祉費</p>

	75 ページ 心身障害者福祉費続き 76 ページ 5目 あゆみ園運営費
9 番議員	76 ページの一番下に利用者数が書いてあるのですが延べ利用児童数しか書いてないんですが実数は何人になるかお願いします。
町民課長	申し訳ございません。今手元に資料がございませんので予算決算のほうでよろしいでしょうか。報告させていただきます。
議 長	77 ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費 78 ページ 保育所費続き
2 番議員	78 ページの一番下に職員 1 名育児休業のため 2,420 千円が減額になったとありました。保育士なのか職員なのかどういった職種の方か分かりませんが、1 名欠員してもサービスの低下というか子供たちの安心安全というものについては十分担保できたのかお聞かせください。
子育て支援課 長	育児休業を取ったのは保育士 1 名であります。現在は復職しております。28 年度クラス数で 8 クラスでやっておりましたので、各クラスごとに正規職員が就いておりましたので十分に安全の確保をしながら保育が 1 年間できたと思っております。
議 長	79 ページ 2目 児童措置費 80 ページ 3目 児童館運営費 81 ページ 4目 結婚推進・子育て支援費 82 ページ 結婚推進・子育て支援費続き 83 ページ 4款 衛生費のうち 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費 84 ページ 2目 予防費 85 ページ 予防費続き 86 ページ 同じく予防費続き 87 ページ 2項 生活環境衛生費 1目 生活環境衛生総務費 88 ページ 2目 塵芥処理費 89 ページ 3目 し尿下水処理費 90 ページ 4目 住宅管理費 91 ページ 5目 町営バス運行管理費 92 ページ 町営バス運行管理費 93 ページ 5款 農林水産費のうち 1項 農業費 1目 農業委員会費

	<p>94 ページ 2目 農業振興費</p> <p>95 ページ 農業振興費続き</p> <p>96 ページ 3目 畜産振興費</p> <p>97 ページ 4目 農地費</p> <p>98 ページ 5目 山村振興事業費</p> <p>99 ページ 2項 林業費</p> <p>1目 林業振興費</p> <p>100 ページ 林業振興費続き</p> <p>101 ページ 2目 県有林受託事業費</p> <p>102 ページ 3目 林道費</p> <p>103 ページ 6款 商工費</p> <p>1目 商工振興費</p>
9 番議員	<p>需用費と委託料の関係で検討協議会ということで地方創生の加速化交付金事業の中で、町の賑い創出のための小海ネットワーク推進事業というのがありました。その中で人口減少を緩やかにし町の活力を維持するという目標があったと思いますが、その目標は達成できたのか総括の方をお願いします。</p>
産業建設課長	<p>目標を達成できたかというご質問ですが、現時点においてはそういうふうになるように努力しているという段階でございますので、今達成できたともできないともお答えしようがないという状況でございます。</p>
9 番議員	<p>大きな目標ではありますが地域活性化検討協議会というのはまだ続いているのですよね、解散した訳ではなく。その中でまた目標にしっかり向かっているのかどうかをお願いします。</p>
産業建設課長	<p>地域活性化協議会といいますか町づくり協議会ということで研究しておりますので、またそちらの方でもそういう件につきましても研究してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>104 ページ 商工振興費続き</p> <p>105 ページ 2目 観光費</p> <p>106 ページ 観光費続き</p> <p>107 ページ 観光費続き</p> <p>108 ページ 3目 国際交流センター運営費</p> <p>109 ページ 4目 松原湖高原観光交流センター運営費</p> <p>110 ページ 松原湖高原観光交流センター運営費続き</p> <p>111 ページ 松原湖高原観光交流センター運営費続き</p> <p>112 ページ 7款 土木費</p> <p>1項 土木管理費</p>

113 ページ	2 項	道路橋梁費
	1 目	道路維持費
114 ページ		道路維持修繕費 工事内訳
115 ページ		道路維持修繕費 工事内訳続き
116 ページ	2 目	道路改良舗装費
117 ページ		道路改良舗装費 工事内訳
118 ページ		道路改良舗装費 工事内訳続き
119 ページ	3 項	都市計画費
120 ページ	8 款	消防費
	1 目	非常備消防費
121 ページ	2 目	常備消防費
122 ページ	9 款	教育費
	1 項	教育総務費
	1 目	教育委員会費
123 ページ	2 目	事務局費
124 ページ		事務局費続き
125 ページ	2 項	小海小学校費
	1 目	学校管理費
126 ページ		学校管理費続き
127 ページ		学校管理費続き
	2 目	教育振興費
128 ページ		教育振興費続き
129 ページ	3 項	社会教育費
	1 目	社会教育総務費
130 ページ		社会教育総務費続き
131 ページ	2 目	公民館費
132 ページ		公民館費続き
133 ページ		公民館費続き
134 ページ	3 目	総合センター運営費
135 ページ	4 目	美術館運営費
136 ページ		美術館運営費続き
137 ページ	5 目	音楽堂運営費
138 ページ	4 項	保健体育費
	1 目	保健体育総務費
139 ページ		保健体育総務費続き
140 ページ	2 目	小海小学校給食費

9 番議員	<p>学校給食の関係でこの年度に給食費の値上げをしたと思います。栄養士さんが食材費が上がって大変ということで若干値上げをされたんですが、それと併せてふるさと給食も取り組み 12 回分を実質町で補助するというかたちでやってきたと思いますが結果どうだったのか。今後値上げをせずに済むのかどうかその辺り検証をお願いします。</p>
教 育 長	<p>今年度値上げと一緒にふるさと給食ということで新しい事業に取り組んだ訳でございます。年 12 回のふるさと給食を地域食材を使ったメニューの中で実施をいたしました。12 回というメニュー作りは非常に大変だった訳でございますが、できるだけ郷土料理、あるいは季節感のある料理に心がけたということでございます。それと伴に給食費が非常に逼迫している中で、厳しい経営だった訳でございますが、5.5%上げさせていただいて、これによってだいぶ改善をしたと聞いております。ということでふるさと給食も子供たちに非常に好評でございますし、また値上げの負担が保護者に還元されたということも含めまして非常に好評を得ているということでご報告したいと思います。今後についてもできるだけこの状態で自給食でのこういった給食について提供していきたいと考えております。</p>
議 長	<p>141 ページ 3 目 スケートセンター運営費 142 ページ 1 0 款 災害復旧費 1 項 公共土木施設災害復旧費 143 ページ 2 項 農林施設災害復旧費 144 ページ 1 1 款 公債費 1 目 元金 145 ページ 2 目 利子 146 ページ 1 2 款 予備費</p> <p>決算書に移ります。</p> <p>4 2 ページ 実質収支に関する調書 4 3 ページ 財産に関する調書のうち 1、公有財産 4 4 ページ 4 5 ページ 4 6 ページ 4 7 ページ 4 8 ページ 4 9 ページ 5 0 ページ 5 1 ページ 2、物品、3、債権、4、基金</p>

議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
2 番議員	98 ページの農林水産費の直売所収入というところが過去 5・6 年間横ばいで推移しております。昨年度改修工事をしてその売り上げ増加を図らなければということで直売所の会の皆さんが大変尽力されている訳ですが、私が知る限り町の需要に頼っている限りはなかなか成績が上がらない、それは過去 5 年間の売り上げ推移が横ばいであることから一目瞭然でございます。施設を改修したからと言ってそれが即売り上げに繋がるとは思いませんし、この消費需要が横ばいから低下の方向になる中で、私は先の議会でいかに外販事業を進めて売り上げを伸ばすかということをご提案しました。そのためにどういう人材が必要かということ、人材がどうしても不可欠であるということで、店長をしっかりした人材を責任と権限を持たせて配置するよう要請いたしました。そういったことをしっかり踏まえた上でこの売上げアップのことをしっかり検討していただきたいと思いますが、そのことについてはどのように対処される予定なのかお聞かせ下さい。
産業建設課 長	すみませんマイクが立っていなかったのが最初の方が聞きづらかったのですが、店長とか売上げ増に繋げるということでございますが、本年度 4 月から売場面積も増えたということで、着実に利用客それから売上げが上がっているという状況でございます。その点も含めましてこれからも直売所の会のみなさんとしっかり打ち合わせをしながら運営をしてまいりたいと考えております。以上です。
2 番議員	私は質問したのは外販事業を起ち上げるのにはどうしたらいいか、そのためにスタッフ要請して欲しいということを質問している訳でして、今のメンバーで相談して売上げが上がるならこんな簡単なことはないんです。そのことについてお答えいただきたい。
町 長	この 4 月から新たに現時点においては成沢さんを代表者として直売所の会の皆さんで運営をしていただいております。将来に向けて今、渡辺議員さんがおっしゃったように外に向けて販売拡大をするよ、そういったことをしなければ売上げはそんなには伸びない、というご指摘をいただきました。当然新たに指定管理のことも考えておりますし、新たに店長さん、それにつきましては当然行政もそうなんです直売所の会の皆さんと共におこなわないとうまくいかないだろうと、行政側でこの人ということにはなりにくいと思っております。今スタートしたばかりということで 1 年間やってみまして、そしてまた直売所の会の皆さんとご相談を申し上げながら来年以降についてどうするかということをご協議をスタートさせていきたい、そしてまたこれまでも直売所の会の運営委員会

	<p>等も開催し、それらについてもお話し合いをもたれていると思いますので、行政側でそういった部分について対応できる部分については当然やっていくということでございます。いずれにしても直売所の会の皆さんと町でそういったことを考えてまいりたいと思っております。なかなかスタートしたばかり、開店してスタートしたばかりということで売上げの増、昨年と比べて約倍になっている訳でございますが、そういったことに今力を注いでいるということで、次のステップとして今ご指摘を頂戴したことを一緒に考えていき、少しでも早くそういったことが実現できるように努力をしてみたいと考えているところでございます。</p>
2 番議員	<p>はっきり申し上げますけれども直売所の会のメンバーからは然るべき店長が必要だという声はしっかり出ているんです。出ていますからね。そのことを踏まえてお答えいただきたい。直売所の会の皆さんの声を聞いてじゃないんです。声はもう上がってるんです。そのことをまずご理解いただきたい。これで私3回目になりますので質問を終わらせていただきます。</p>
11 番議員	<p>30 ページをお願いしたいと思いますが、農林水産費補助金の中で経営体育成支援事業補助金ということが新設ということでお聞きしましたので、内容の説明、制度の内容の説明と何処で何をやっているのかをお願いしたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>この補助金はミニトマト栽培のハウスとしての補助ですが、そのまま補助金として10分の10補助しているという事業でございます。国の補助金をそのまま該当者に補助しているという事業でございます。地区につきましては八那池の方でございます。以上です。</p>
11 番議員	<p>新設と聞いたもので今までもいろいろあったと思うんですが、その辺とどこがこれ違うんでしょうか。新設ではないんですか、この制度は。なんか説明の時に新設と伺ったような気がしたんですが聞き間違いですかね。</p>
産業建設課長	<p>すみません、この制度が新たに始まったかどうかということにつきましては、正確には申し上げられませんが、後ほど調べて、たぶん昔から継続されている事業ではないかと思いますが、調べさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
11 番議員	<p>すみません、聞き間違えたかもしれませんので、よろしくお願いたします。</p>
2 番議員	<p>58 ページ集落再生支援事業についてお聞かせいただきたいと思います。この事業内容はほとんど大半がハード事業、小規模なハード事業にほと</p>

	<p>んどが集中しております。集落再生事業というのは集落内の方々が協働して助け合ったり、支え合ったり様々地域で、集落で抱える問題を地域内で自立的に処理していく仕組みづくりを支援する事業ではないかと私は考えておるんですが、お聞きしたいのは今の点がどういうふうに担保されているのか、2点目は採択にあたってどういう基準で選択されているのか、その2点をお聞かせいただきたい。</p>
<p>総務課長</p>	<p>1点目の事業の目的としましては、地域の町ではなかなかできない要望等が地域としては重要な課題もあるという中では、交付金的なことをやって地域の方が協働して1,000千円の場合ですが、協働してやればそういう補助金をやりますので地域皆さんで解決して下さいということで、当初からハード的なことが一番の主の目的で実施してきているというのが実情だと思います。2点目の採択の関係ですが、職員にそれぞれの地区の担当者がいまして、担当者と区の区長さんをはじめ役員の皆さんと相談しながら各地区の課題とか要望を洗い出ししながら、これは町にお願いしましょう、これは集落再生でやりましょうということを取捨選択してもらって町の方へ申請していただいて、こちらの方で町長まで回して協働作業とか入っているというなかで、目標に達していると判断した場合町が許可しているということになります。以上です。</p>
<p>2番議員</p>	<p>町でできない事業を集落でやらせると、この支出済額の内容で町ができない事業はない訳です。町で手が負えない、非常に地域内の固有の課題問題を地域内でお互いに自助・扶助・公助、その自助と扶助のところで賄い合っていこうというのが町でできない事業であって、本来生活支援なり生活を支えるサービスなり、そういったソフト事業を絆を高めるということを通じで進めていくのが本来の集落再生支援になる訳で、施設のハード事業は町でできない事業じゃないんじゃない、予算付けは誰でもできる訳です。今この町民課長の話はいささか私には理解ができなんですがいかがでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>総務課長でございます。集落再生支援ですが、町の予算を執って建設費とかやるのはやはり順番ですとか、なるべく公共性とか利便性、危険度等の判断でやっていくというところがありまして、やはりなかなか集落の中の細かなところは事業、要望がきても後回しというか順番がなかなかこないというのが現状でした。そういった中で集落にとってはそこが受益者は限られるかもしれませんが、区の中で判断した中では重要だという結論ができれば、区の役員会なり区の総会までは開くかわかりませんが、その区の決定の中でこれをやりたいよということが上がってくれば是非協働でやっていただきたいということで、町で許可して補助を出してい</p>

	<p>るといふことで、どちらかと言うとハード的なことが中心になるというのが現状でございます。</p>
2 番議員	<p>課名を間違えまして大変申し訳ございませんでした。今の説明でも私は今一つはっきりしない、要は予算があればできる、予算をまわしている訳ですよ。予算がないところの事業はまわせないとやっているからどっちがどっちなのかよく分からない、それはもういいです。3 回目をやめますけど、集落再生は非常に大切なテーマで、そのために集落はどこを目指したらいいかといったらやっぱり自助から扶助の関係を集落内でどのように導いていくか、絆を強めていくか、絆を強めるような支援策というのがソフト事業として要請される必要がある、そこをしっかりと考えて予算立てを進めていただきたいというのが私の提案でございます。よろしくをお願いします。</p>
10 番議員	<p>関連で伺いたいということで、66 ページに道路改良舗装費ということで小倉原線の道路改良工事設計管理委託という予算が載っておりまして、これは町の関係の小倉原線の設計料と認識をしており、28 年度でかなり事業が進んだと、私が伺いたいのは予冷庫のあるところから八那池のパイロット、松原の方までつないでいく道路が最近高く盛り上げたところも舗装が終わったと、ガードレールも付いたということではありますが、あちらまで小倉原線というのか分かりませんが、いったい何時開通するのかという点を伺いたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>今おっしゃられました八那池の予冷庫を走っている道路につきましては、今年度で完了で、そこに接続する取付け道路の舗装のすり付けの関係が若干残るといふことでございますので、本線を通る分についてはほとんど支障がなく通行できるということでございます。町道の小倉原線につきましては、北牧楽集館の脇、ビッグベンのところを上りましてすぐ左に曲がったところが小倉原線の起点になりまして、そこから 800m 先、急に上りがきつくなる右側に取付け道路と言いますか右側に行く道がある 800m に関しては町道の小倉原線と、あとその先線、松原の八峰の湯付近までの道路につきましては広域農道ということで県で施工していただいているものでございます。</p>
10 番議員	<p>今年度と認識しているのかその広域農道の件ですが、どのような情報をもっておられるかということをお伺いしたいのですが、いつ頃までに開通するかという点、それから広域農道の盛土のところについてはご近所の皆さんとの約束事がまだ果たされていないという部分があるように認識しているのですが、そういった点の交渉は役場の皆さんが立会いの下で約束された中身だということではありますが、そういったことの実現と</p>

	<p>どうか責任と言いますか計画はどうなっているか伺いたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>その路線の近隣の住民の方1名でございますが、道路計画を作成にあたっていろいろな条件が出たということで、今防音壁とか目隠しフェンスとかという話ですが、そちらにつきましては県の農地整備課、それと役場とそれから実際該当者と言いましょか1名の方と相談しながら進めているという段階でございます。実際の供用開始年度につきましては具体的に何月何日と今申し上げられませんので、すみませんまた後ほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>これで質疑を終わりにします。 ここで2時15分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに13時57分)</p>
<p><u>日程第10 認定第2号</u></p>	
議長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。 日程第10、認定第2号 「平成28年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
議長	<p>【歳入】</p> <p>1 ページ 1 款国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税 2 ページ 2 目 退職被保険者等国民健康保険税 3 ページ 2 款 使用料及び手数料 4 ページ 3 款 国庫支出金 1 目療養給付費負担金 2 目 高額医療費共同事業負担金 5 ページ 3 目 特定健康診査等負担金 6 ページ 2 項国庫補助金 1 目財政調整交付金 2 目 システム開発費等補助金 7 ページ 4 款 県支出金 1 項県負担金 8 ページ 2 項 県補助金 9 ページ 5 款 療養給付費交付金 10 ページ 6 款 共同事業交付金 11 ページ 7 款 前期高齢者交付金 12 ページ 8 款 財産収入 13 ページ 9 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金</p>

	<p>14 ページ 2 項 基金繰入金</p> <p>15 ページ 10 款 繰越金</p> <p>16 ページ 11 款 諸収入</p> <p>【歳出】</p> <p>17 ページ 1 款 総務費 1 項 総務管理費</p> <p>18 ページ 3 項 趣旨普及費</p> <p>19 ページ 2 款 保険給付費 1 項 療養給付費</p> <p>1 目 一般被保険者療養給付費</p> <p>20 ページ 2 目 退職被保険者等療養給付費</p> <p>21 ページ 3 目 一般被保険者療養費</p> <p>22 ページ 4 目 退職被保険者等療養費</p> <p>23 ページ 5 目 審査支払手数料</p> <p>24 ページ 2 項 高額療養費 1 目 一般被保険者高額療養費</p> <p>25 ページ 2 目 退職被保険者等高額療養費</p> <p>26 ページ 3 目 一般被保険者高額介護合算療養費</p> <p>27 ページ 3 項 出産育児諸費</p> <p>28 ページ 4 項 葬祭諸費</p> <p>29 ページ 3 款 後期高齢者支援金等 1 項 後期高齢者支援金等</p> <p>1 目 後期高齢者支援金</p> <p>30 ページ 2 目 後期高齢者関係事務費拠出金</p> <p>31 ページ 4 款 前期高齢者納付金等</p> <p>32 ページ 2 目 前期高齢者関係事務費拠出金</p> <p>33 ページ 5 款 老人保健拠出金</p> <p>34 ページ 6 款 介護納付金</p> <p>35 ページ 7 款 共同事業拠出金</p> <p>36 ページ 8 款 保健事業費 1 項 特定健康診査等事業費</p> <p>37 ページ 2 項 保険事業費</p> <p>38 ページ 9 款 基金積立金</p> <p>39 ページ 10 款 諸支出金</p>
10 番議員	<p>諸支出金の中で償還金及び還付加算金ということで国保税の還付金と高齢者一部負担金 1 割分の還付が載っておりますが、先ほどの 29 年度の補正では 28 年分として国庫負担金の精算額が 13,000 千円もあると、そして 27 年度では負担金の戻しが無い訳でありますし、調べてみましたら 26 年分として 4,200 千円、平成 25 年分として 550 千円の国庫へ返還金がある訳でありますけれど、ここら辺がいつ頃になってこういうのが分るか</p>

	と、それから上下がどうしてこんなにいっぱいあるのかというご苦労話を聞かせていただければと思いますが、お願いします。
町民課長	<p>本来例えば今おっしゃられた国への返還金という科目につきましては、39 ページの科目を使ってというかたちになるろうかと思えます。この決算の中の国保税還付金 1,259 千円、この数字に対しても大きい数字であることは事実でございます。と言いますのは実際には社会保険に加入しておられる方が国保の抜ける手続きを 2 年間ぐらい放置していたというケースが昨年の場合多数ございました。そうした中で本来ですとどこの役所窓口でもそういった手続きを 2 週間以内にとお願いしているところですが、例えば保険証を利用なされないケースがあったとしますとどうしてもその手続きを忘れてしまうというケースがある中で、公民館報、広報等でもお知らせはしているのですが、やはり毎年何件かは出てきてしまうと、そういった中で実際国保税の納税通知書を 7 月に送ったならば、うちの子供はもう 2 年前から勤めているよというケースが出てまいりますので、当然法制度としてそこまでは確実に遡ってお返ししなければならないというケースで税金の還付金が出てしまった結果でございます。</p> <p>もう 1 点の国の療養給付費負担金の件でございます。この説明資料でいきますと 4 ページにその部分の収入というものがある訳でございます。ここにつきましては一般分の療養給付費、支出の方で 3 億ですとかそういった金額を払う訳ですが、そこから保険基盤安定の 2 分の 1 を引いたりですとか、高齢者交付金、支援金の精算をした中で 32%を国が国民健康保険の運営のためによこすという制度になってはございます。そうした中でこれも 1 年分をそっくりその年度内に精算できる制度にはなってございませぬ。国の方の概算交付に伴いまして、こちらも概算の交付申請をおこなう、内示がくる訳ですがそういった中で国の都合の話をしたら大変国には怒られるかもしれませんが、厚生労働省とすれば国全体でこれだけというものを予算折衝の時に財務省にすることが当然のごとくあります。町側でも同じように予算要求というものをやる訳ですが、それが認められときに本当ならこんなにかからなかったんだけどその年度内において補正で減額してという制度が国は当然補正予算の回数も少ない訳ですし、万が一そのようなことを財務省がオッケーしないとは思いますが、補正予算で厚生労働省の方で思ったほど療養給付負担金が全国的に伸びなかったのでお返ししたいというようなことをいった場合には、その年以降厚生労働省に対して財務省の見方が変わってきてしまうという怖さがあります。あなた方がこれだけ必要だからということで私どもは予算を認めた、こんなに余らせるとはどういうことだというの</p>

	<p>が実際問題あるんだと思われます。町の中でも予算要求、予算執行の中でもそういったことは出てきます。そうした時に去年こんなに余らせたんだから今年はくれないよ、というようにどうしても事業を行う側は恐れてしまいますので、当然、1回は国が決めた予算の満額をそれぞれ全国へ配るんだらうと、実際にはこんなには掛からないという交付申請を挙げてもその交付申請以上に配るという傾向がございます。翌年度精算しましょうよというかたちになりまして、本来であれば確かにうちの町の場合は去年ちょうど12月頃までだいたい数字が決まる、12月頃までは本当に右肩上がりで数字的にも幾らあっても足りないような状況でございました。1月、2月にいってだんだん落ち着いたという経過がある中で、この4ページでいきますと15,000千円多くなったというのには一つにはやはりその算定、例えば10ヶ月なり9ヶ月なりという年度当初からを見たときに多くの負担金が必要であろうというようによんでいただいたと思います。これによりましてじゃあ大体今年是小海町はこのくらいですわ、というようなかたちで国の方から実際は頂いた、ですが、一つは落ち着いてしまった、もう一つはもともと数字的に多く初めから頂いていたということがありまして、今回1号補正で13,600千円ばかり返す予算をお願いしたところですが、この15,300千円入った内、本来の金額増額であるべきは2,700千円程度が増額であるのが適正であったという結果になったということでございます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>40ページ 11款 予備費</p> <p>決算書に移ります。</p> <p>実質収支に関する調書 13ページ</p> <p>財産に関する調書 14ページ</p>
議長	<p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p>日程第11 認定第3号</p>	
議長	<p>日程第11、認定第3号</p> <p>「平成28年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>

【歳入】

1 ページ	1 款	保険料
	2 款	使用料及び手数料 1 項 手数料
2 ページ	2 項	使用料
3 ページ	3 款	国庫支出金のうち 1 項 国庫負担金
	2 項	国庫補助金 1 目 調整交付金
4 ページ	2 目	地域支援事業交付金
5 ページ	4 款	支払基金交付金
6 ページ	5 款	県支出金
7 ページ	6 款	サービス収入
	7 款	財産収入
8 ページ	8 款	繰入金
9 ページ		繰入金続き
10 ページ		繰入金続き
	9 款	繰越金
11 ページ	10 款	諸収入

【歳出】

12 ページ	1 款	総務費
13 ページ	2 款	保険給付費 1 項 介護サービス等諸費
	1 目	居宅介護サービス給付費
14 ページ	3 目	地域密着型介護サービス給付費
15 ページ	4 目	施設介護サービス給付費
16 ページ	6 目	居宅介護福祉用具購入費
	7 目	居宅介護住宅改修費
17 ページ	8 目	居宅介護サービス計画給付費
18 ページ	2 項	介護予防サービス給付費
	1 目	介護予防サービス給付費
19 ページ	2 目	介護予防福祉用具購入費
	3 目	介護予防住宅改修費
20 ページ	4 目	介護予防サービス計画給付費
21 ページ	3 項	その他諸費
22 ページ	4 項	高額介護サービス費
23 ページ	5 項	高額医療合算介護サービス等費
24 ページ	6 項	特定入所者介護サービス等費
25 ページ	3 款	地域支援事業費 1 項 介護予防事業費

	<p>1目 介護予防特定高齢者施策事業費 26ページ 2目 介護予防一般高齢者施策事業費 27ページ 2項 包括的支援事業任意事業費 1目 介護予防ケアマネジメント事業費 28ページ 2目 包括的支援事業費 29ページ 3目 任意事業費 30ページ 任意事業費続き 4款 基金積立金 31ページ 5款 諸支出金 6款 予備費</p> <p>決算書に移ります。</p> <p>実質収支に関する調書 14ページ 財産に関する調書 15ページ</p>
議長	<p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p>日程第12 認定第4号</p>	
議長	<p>日程第12、認定第4号 「平成28年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>1ページ 1款 後期高齢者医療保険料 2款 使用料及び手数料 2ページ 3款 繰入金 3ページ 4款 繰越</p> <p>【歳出】</p> <p>4ページ 1款 総務費 5ページ 2款 後期高齢者医療広域連合納付金 6ページ 4款 予備費</p>

	<p>決算書に移ります。</p> <p>実質収支に関する調書 7 ページ</p>
議 長	<p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p>日程第 1 3 認定第 5 号</p>	
議 長	<p>日程第 1 3、認定第 5 号</p> <p>「平成 2 8 年度小海町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>1 ページ 1 款 財産収入</p> <p>2 款 繰入金 1 目 他会計繰入金</p> <p>2 ページ 2 目 基金繰入金</p> <p>3 款 繰越金</p> <p>3 ページ 4 款 諸収入 1 項 預金利子</p> <p>2 項 雑入</p> <p>4 ページ 3 項 過年度調定分</p> <p>【歳出】</p> <p>1 ページ 1 款 農集排施設費 1 項 松原農集排施設費</p> <p>2 ページ 2 項 八那池農集排施設費</p> <p>決算書に移ります。</p> <p>実質収支に関する調書 6 ページ</p> <p>1. 公有財産・2. 基金 (松原処理区) 7 ページ</p> <p>〃 〃 (八那池処理区) 8 ページ</p>
議 長	<p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>

日程第 1 4 認定第 6 号

議 長

日程第 1 4、認定第 6 号

「平成 2 8 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。歳入歳出とも決算書、及び附属書類で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。

【決算書】

(1) 収益的収入及び支出	1 ページ
(2) 資本的収入及び支出	2 ページ
損益計算書	3 ページ
剰余金計算書	4 ページ
剰余金処分計算書	5 ページ
貸借対照表	6 ページ

【決算附属書類】

1 概況	7 ページ上段
2 工事	7 ページ下段から 9 ページ
3 業務	1 0 ページ上段
4 会計	1 0 ページ下段

平成 2 8 年度小海町水道事業会計収益費用明細書

収益の部	1 1 ページから 1 2 ページ
費用の部	1 3 ページから 1 5 ページ

平成 2 8 年度小海町水道事業会計資本的収入支出明細書

資本的収入	1 6 ページ
資本的支出	1 7 ページから 1 8 ページ
収益的支出	1 9 ページから 2 0 ページ上段
未収金内訳、前払費用内訳、未払金内訳	2 0 ページ下段から 2 1 ページ
固定資産明細書	2 2 ページ
企業債償還額一覧表	2 3 ページ
小海町水道事業キャッシュフロー計算書	2 4 ページ
水道料金及び使用水量年度別推移	2 5 ページ

	27年度と28年度の水道料金月別比較	26ページ
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。 (質疑なし)	
議長	説明が終わりました。	
<u>日程第15 「請願・陳情等」</u>		
議長	日程第15、陳情第7号を議題といたします。 今定例会で受理した陳情はお手元に配布したとおりであります。陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いいたします。陳情について補足説明並びに質疑のある方は挙手をお願いします。 (補足説明・質疑)	
議長	補足説明なしと認めます。	
<u>○【質疑終了】</u>		
議長	以上を持ちまして、議案、認定、陳情に対する質疑を終結いたします。	
<u>○【常任委員会付託】</u>		
議長	本日議題としてまいりました第32号から第39号、認定第1号から第6号及び陳情第7号は、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし)	
議長	異議なし」と認め、議案付託表のとおり付託いたしますのでよろしくご審議の程をお願いいたします。	
<u>○ 散 会</u>		
議長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。一般質問は9月11日、月曜日午前10時から行います。これにて本日は、散会といたします。 ご苦労様でした。 (ときに14時53分)	